



国外転出した 国民年金第3号被保険者等の 国内居住要件に係る取扱いについて

日本年金機構では、海外転出が確認できた国民年金第3号被保険者について、当該情報における出国日から2か月以上国内居住要件の例外に該当する旨の第3号被保険者関係届の提出がない場合は、職権による第3号被保険者資格の喪失処理が行われることとなりました。

なお、届出が遅れた場合、2年を限度に遡って資格取得することができますが、2年1か月以上未届出の場合、国内居住要件の例外に該当する客観的事実がある場合でも保険料未納期間となります。

その後届出により、届出日以後は当該保険料未納期間とされた第3号被保険者期間は保険料納付済期間に算入することができます。

上記記事に関するお問い合わせは

保健課

☎028-615-7816